

第2号議案

広島県重要文化財の指定について

広島県文化財保護条例（昭和51年広島県条例第3号）第3条第1項の規定により広島県重要文化財の指定をすることについて、次のとおり提案します。

令和6年12月23日

広島県教育委員会教育長 篠田智志

1 広島県重要文化財に指定する文化財

がんきいんしょうへきが つけたり おさめぼこ
含暉院障壁画 附 納め箱

2 根拠規定

広島県文化財保護条例第3条第1項

第3条 広島県教育委員会は、県の区域内に存する有形文化財のうち県にとって重要なものを広島県重要文化財に指定することができる。

広島県重要文化財として、含暉院障壁画を指定する。

- (種 別) 広島県重要文化財 (絵画)
(名 称) 含暉院障壁画 附 納め箱
(員 数) 29 幅 8 枚 (納め箱 1 合)
(時 代) 16 世紀末 (納め箱 文化 11 年 (1814))
(所在の場所) 福山市西町二丁目 4 番 1 号 広島県立歴史博物館 (寄託)
(所有者) 宗教法人佛通寺 (三原市高坂町許山 22)
(内 容)

佛通寺含暉院 (三原市) の庫裡^{くり}・客殿は、小早川隆景により慶長元年～ 2 年 (1596～97) にかけて修築され、本絵画のほとんどがその修築の際に納められた襖絵と考えられる。寺伝によると「雪舟筆」とされ、現在は掛幅装 29 幅及びマクリ 8 枚となっている。

文化 11 年 (1814) に広島藩主・浅野^{なりかた}齊賢により調製された本絵画の納め箱の蓋裏には、襖絵を良好に保存するため襖から剥がして裏打ちを施したことや、襖の配置図などが記されており、本絵画の伝来状況が窺える。

本絵画は、これまでの調査研究により、作風や伝来状況などから雲谷^{うんこくとうがん}等顔の作品とみなされている。代々毛利氏の御用絵師を勤めた雲谷派の祖である等顔は、雪舟の画風を継承し、室町時代と近世をつなぐ水墨画の名手とされる。本絵画は、筆触の柔らかさや、淡く金泥をはいた幽遠な空間描出などに優れた画技が認められるとともに、室町時代の古様な水墨山水図の様式や、等顔が学んだ狩野派の要素も見られ、等顔の初期様式を示す作品と評価されている。

以上より、本絵画は、製作優秀であることに加え、16 世紀末に遡る雲谷等顔の初期作として絵画史研究上の基準作となり得ること、地方に残る障壁画として当初の配置がほぼ復元可能な形で伝わる貴重な作例であることから、本県の文化史及び絵画史上、特に重要である。

一覧

番号	名称・画題	員数	品質・形状	法量(縦×横、cm)	写真	備考
1	真体山水図 (琴棋書画図)	1幅	紙本墨画淡彩 掛幅装	174.8×90.5	①	原配置(推定) : 棚之間 元壁張付
2	真体山水図 (琴棋書画図)	1幅	紙本墨画淡彩 掛幅装	174.0×90.6		
3	真体山水図 (琴棋書画図)	1幅	紙本墨画淡彩 掛幅装	175.0×90.7		
4	真体山水図	1枚	紙本墨画 マクリ	158.1×89.9	②	原配置(推定) : 棚之間
5	真体山水図	1枚	紙本墨画 マクリ	158.1×89.9		
6	真体山水図	1枚	紙本墨画 マクリ	158.0×89.8		
7	真体山水図	1枚	紙本墨画 マクリ	157.1×89.8	③	原配置(推定) : 御次之間
8	行体山水図	1幅	紙本墨画 掛幅装	173.5×131.0		
9	行体山水図	1幅	紙本墨画 掛幅装	173.4×131.0		
10	行体山水図	1幅	紙本墨画 掛幅装	174.0×87.9	④	原配置(推定) : 御次之間
11	行体山水図	1幅	紙本墨画 掛幅装	174.6×88.0		
12	行体山水図	1幅	紙本墨画 掛幅装	175.4×88.2		
13	行体山水図	1幅	紙本墨画 掛幅装	173.4×87.6	⑤	原配置(推定) : 御次之間
14	行体山水図	1幅	紙本墨画 掛幅装	173.4×87.7		
15	行体山水図	1幅	紙本墨画 掛幅装	174.6×88.0		
16	行体山水図	1幅	紙本墨画 掛幅装	174.4×111.0	⑥	原配置(推定) : 唐戸間
17	行体山水図	1幅	紙本墨画 掛幅装	173.3×110.8		
18	行体山水図	1幅	紙本墨画 掛幅装	174.0×116.0		
19	行体山水図	1幅	紙本墨画 掛幅装	173.8×110.8	⑦	原配置(推定) : 唐戸間
20	草体山水図	1幅	紙本墨画 掛幅装	174.4×111.0		
21	草体山水図	1幅	紙本墨画 掛幅装	172.8×110.9		
22	草体山水図	1幅	紙本墨画 掛幅装	173.6×110.9	⑧	原配置(推定) : 唐戸間
23	草体山水図	1幅	紙本墨画 掛幅装	173.4×110.6		
24	草体山水図	1幅	紙本墨画 掛幅装	174.0×110.6		
25	草体山水図	1幅	紙本墨画 掛幅装	173.4×110.6	⑨	原配置(推定) : 唐戸間
26	草体山水図	1幅	紙本墨画 掛幅装	174.0×110.7		
27	草体山水図	1幅	紙本墨画 掛幅装	174.4×109.8		
28	蓮芦図	1枚	紙本墨画 マクリ	158.0×110.0	⑩	原配置(推定) : 礼拝
29	蓮芦図	1枚	紙本墨画 マクリ	158.0×110.0		
30	蓮芦図	1枚	紙本墨画 マクリ	158.0×110.0		
31	蓮芦図	1幅	紙本墨画 掛幅装	175.0×87.9	⑪	原配置(推定) : 礼拝
32	蓮芦図	1幅	紙本墨画 掛幅装	175.6×88.0		
33	蓮芦図	1幅	紙本墨画 掛幅装	173.8×90.6		
34	その他	1幅	紙本墨画 掛幅装	173.8×90.6	⑫	原配置は不明
35	その他	1幅	紙本墨画 掛幅装	174.7×90.8		
36	その他	1幅	紙本墨画 掛幅装	168.0×130.8		
37	花卉図 (団扇形)	1幅	紙本墨画 掛幅装	112.7×36.7	⑬	団扇形3枚を合装 「等顔」印あり
附	納め箱	1合	木造 被せ蓋	195.5×143.5 ×高さ13.0	⑭	文化11年調製 蓋裏墨書あり

写真 ※括弧内は左から一覧の番号を記載

① 真体山水図（琴棋書画図）（1～3）



② 真体山水図（4～7）



③ 行体山水図（8～11）



④ 行体山水图 (12~15)



⑤ 行体山水图 (16~19)



⑥ 草体山水图 (20~23)



⑦ 草体山水图 (24~27)



⑧ 莲芦图 (28~31)



⑨ 莲芦图 (32~33)



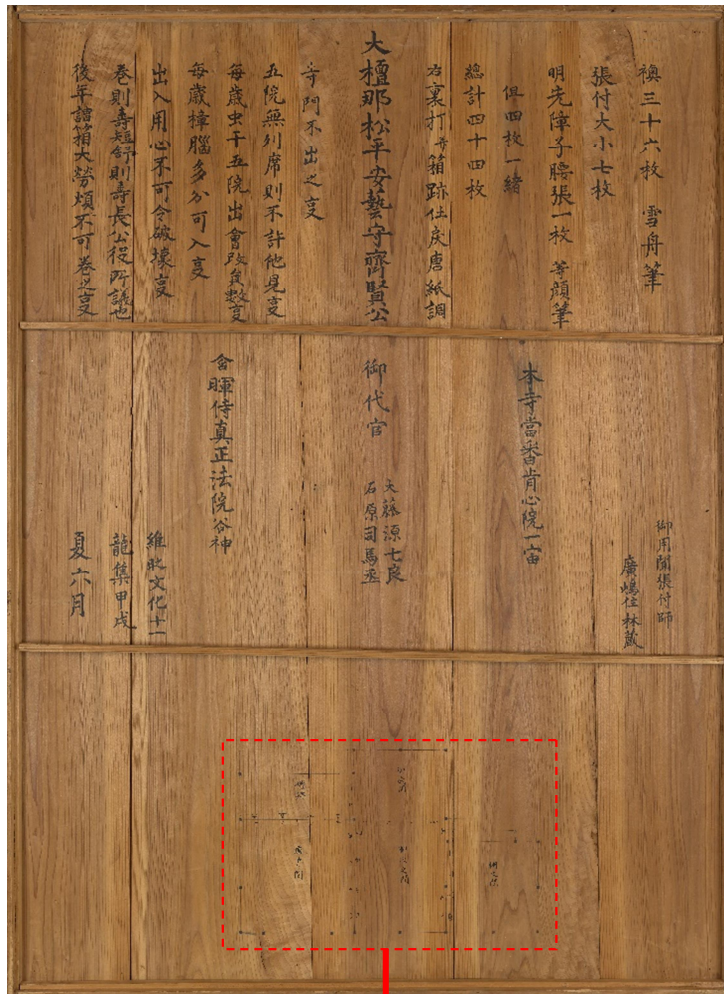
⑩ その他 (34~36)



⑪ 花卉図 (団扇形) (37)



⑫ 納め箱 (附) 蓋裏墨書



県内所在 国指定・県指定文化財等件数一覧

令和6年12月23日現在

国指定文化財			県指定文化財		合計
種別(種類)		件数	種別(種類)	件数	
国 宝	建造物	7			7
	絵画	2			2
	工芸品	16			16
	書跡・典籍・古文書	1			1
	小計	26			26
重要 文化財	建造物	59	建造物	45	104
	絵画	11	絵画	52 (+1)	63 (+1)
	彫刻	43	彫刻	94	137
	工芸品	61	工芸品	55	116
	書跡・典籍・古文書	20	書跡・典籍・古文書	51	71
	考古資料	5	考古資料	18	23
	歴史資料	5	歴史資料	4	9
	小計	204	小計	319 (+1)	523 (+1)
重要無形文化財		0	無形文化財		2
重要有形民俗文化財		7	有形民俗文化財		5
重要無形民俗文化財		4	無形民俗文化財		67
記 念 物	特別史跡・特別名勝	1			1
	特別史跡	1			1
	特別名勝	1			1
	特別天然記念物	2			2
	史跡	29	史跡	125	150
	名勝	7	名勝	6	13
	天然記念物	15	天然記念物	114 (-1)	129 (-1)
			名勝天然記念物	1	1
小計		56	小計		246 (-1)
重要伝統的建造物群		4			4
合計		301	合計		639
国記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財					11
国選定保存技術					2
国 登録文化財	登録有形文化財(建造物)			311	
	登録有形民俗文化財			1	
	登録記念物			3	

※1 網かけ部分が、今回付議する文化財に関係する部分である。

※2 件数は、今回指定・解除をした後のものである。()は変更件数。

※3 国登録有形文化財(建造物)には、答申後未告示の10件を含む。